

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和元年度)

施設の名称	宮城県啓佑学園
指定管理者の名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施設所管部課(室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月 ～ 平成23年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年4月 ～ 平成28年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年4月 ～ 令和3年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	宮城県啓佑学園	
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	
設置年月	平成5年10月	
根拠条例等	福祉型障害児入所施設条例	
設置目的	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自治に必要な知能技能の付与を行うため。	
施設の内容	敷地面積	197,268.68㎡
	構造	鉄筋コンクリート造, 鉄構造
内 容	管理棟, 入所棟(東棟), 渡り廊下, 焼却炉・ゴミ置き場, 屋外便所, プール等	
開館(所)日	通年	
開館(所)時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指定管理者が行う業務の範囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備棟の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	23,424 人	20,463 人	18,946 人	80.9%	92.6%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
措置・契約利用者	21,960 人	20,244 人	18,701 人	85.2%	92.4%
短期入所契約利用者	1,464 人	219 人	245 人	16.7%	111.9%
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
合 計	23,424 人	20,463 人	18,946 人	80.9%	92.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入 (単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
県指定管理料	328,274	299,828	308,392	93.9%	102.9%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収入計 (a)	328,274	299,828	308,392	93.9%	102.9%

(2) 支出

人件費	207,605	182,686	176,561	85.0%	96.6%
施設管理費	45,555	41,987	41,666	91.5%	99.2%
事業運営費	63,706	58,009	61,178	96.0%	105.5%
その他(処遇改善費)	11,408		10,567	92.6%	-
支出計 (b)	328,274	282,682	289,972	88.3%	102.6%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	17,146	18,420	#DIV/0!	107.4%
前期繰越収支差額	125,763	108,617	125,763	100.0%	115.8%
次期繰越収支差額	125,763	125,763	144,183	114.6%	114.6%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和元年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、職員の人材育成にも取り組みました。 1 施設内研修(支援技術研修等) 18回 2 法人内研修(階層別研修等) 29回 3 外部研修(サビ管研修等) 28回 4 福祉QC活動 1サークル結成 QC活動発表会 2回	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めました。 更に各種研修の実施、参加を奨励し、人材育成にも努めました。 人材確保の取り組みとして採用試験3回の実施、職場説明会の開催、就活サイトの活用などを行ってきました。	A	施設内研修や外部研修への積極的な参加、職員間での伝達研修及びQC活動による人材育成に努めている。 一方、人員配置については、求人等の努力は見られたものの、職員数が事業計画の数値を満たしておらず、より手厚い人員配置が求められる。	B
人員体制	正規 25 人 非正規 13 人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定管理施設に関する委託契約に基づき、消防設備保守点検など15の業務について保守点検等を行い、施設の建物、設備等の適切な保守管理に努めるとともに、自主点検を毎月実施しました。	建物・設備などは毎月の点検や必要に応じ修繕をおこないました。消防設備等の保守点検など建物内外の安全に関することは、専門業者に委託し、定期的を実施しました。建物内の清掃も専門業者に委託し、良質で安全な環境を利用者に提供しました。ほかにアスベスト除去工事や雨漏り防止、の工事を行い安心した生活環境になりました。	A	定期点検、月毎点検等が確実に実施されている。また、消防設備の保守等、専門的な事項については、専門業者に委託し、適切に管理が行われている。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	1 入所定員60人 延べ 年18,701人の方が利用しました。 2 短期入所事業 実人員14人 利用延人数245人 3 利用者の自立に向けて、自立訓練を実施 4 実習生の受入 実習生 実人数14人 延べ日数140日 5 虐待その他緊急避難を要する障害児者の保護、受入れ(定員枠外含む) 2件 延べ利用日数225日	1 自立訓練では、個別生活・社会生活・職業生活のスキルアップを目的に、日中活動として取り組みました。 2 福祉人材育成、及び福祉教育推進の観点から保育実習生等を受入しました。その他大学等の見学者を受け入れ、施設の機能や役割等を伝達しました。 3 短期入所事業は、利用者数が目標値には及びませんでした。 4 社会的な要請や家族からの利用ニーズに応じて対応し、在宅の方々に施設機能の提供ができました。 児童相談所より緊急一時保護の要請があった場合は随時受け入れ、セーフティネット機能の役割を果たしました。	B	各利用者の特性に応じた支援計画の作成や自立に向けた訓練等の取り組みの成果として7名の利用者が地域移行を果たしている。今後、これらの取り組みの成果をより発展させ、地域移行を推し進めることが望まれる。 短期入所事業については、昨年度よりも利用者数が増加しており、さらに緊急的な入所が必要な利用者の受け入れを行うなど、セーフティネットとしての役割を果たしている。	A
④自主事業の実施					
⑤利用者サービスの向上	1 利用者サービスの向上、及び権利擁護の推進等のため、法人として、経営会議の下、サービス向上、権利擁護、危機管理の各ワーキンググループを設置しました。 2 入所支援計画の作成・見直しにより、生活の質の向上を図ってきました。 3 福祉QC活動の推進により、業務改善の推進を行いました。 4 「啓佑だより」の発行 年4回 2,155部 5 県中央地域福祉サービスセンターのホームページに、施設概要や四季折々に情報を掲載しました。 6 福祉サービス評価を実施しました。	法人のサービス評価規程に基づき、自己評価を実施し、サービスの向上に努めました。また、入所支援計画を作成・見直しにより、利用者のニーズにあったサービスを提供しました。また、達成すべき状態の明確化により、どのような支援があれば達成できるのか等、支援の明確化を図りました。 なお、福祉QC活動では、余暇時間の充実を図るため利用者に合った余暇活動の支援を行うことでトラブルや不適応行動の軽減を図りました。	A	各種部会等を立ち上げて職員の意識向上を図り、利用者の権利擁護を推進している。 また、自閉症支援班専用の活動室やスヌーズレール室を設置する等、利用者のニーズに合ったサービスを提供できるよう努めている。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	「利用者の声」という仕組みや、法人の「なんでも相談規程」に基づき相談窓口を設置し、要望・苦情に対応しました。	利用者の声は、76件の実績があり、利用者の要望に応えました。また、利用者・保護者に対して、苦情解決の仕組み、及び相談窓口担当者の紹介等の周知に努めました。更に、利用者・保護者からの意見は、丁寧に傾聴し、適切な対応を行うよう心掛けました。	A	児童会や自治会などの場において、利用者からの要望を把握する機会を設けており、その要望をできる限り実現させる努力をしている。 また、保護者総会の場面において、保護者等から意見を聞く機会を設け、それらの意見に対して法人の内規に基づいて対応するなど、要望や苦情に対処する体制が整備されている。	A
⑦安全対策	1 ライフライン等の点検・確保を実施しました。 2 毎月施設内外の安全チェックを、点検票により実施しました。 3 避難訓練を実施しました。 4 法令に基づく総合防災訓練を、年2回地域住民と連携のうえ実施しました。 5 日中・夜間想定での避難訓練を、毎月実施しました。 6 消防設備器具自主点検を、年12回実施しました。 7 危機管理計画及び緊急時行動計画の周知徹底を図りました。 8 ヒヤリハット体験報告・事故報告には迅速に対応して、未然防止策に生かしました。 ヒヤリハット報告数72件 事故報告数12件(飛び出し等) 9 不審者対応策として、12月に宮城県警備業協会・警察署に来所していただき研修を行いました。	避難訓練を定期的実施することで、利用者や職員が日頃から防災に対する意識を保持すると共に、非常時に、速やかかつ適切な行動がとれるよう身に付けることができました。また、設備修繕及び保守点検を継続的に実施し、安全対策を講じました。 事故の未然防止及び再発防止を強化するため、ヒヤリハット報告の集積・分析・共有に取り組みました。 園内感染の予防について、手指消毒等、必要な措置を講じるなど、施設内衛生に努めました。また、定期薬の適正な管理等、誤薬防止を重点的に取り組みました。更に、協力医療機関との連携、及び嘱託医による定期的な園内診察により、利用者の健康管理に努めました。 新型コロナウイルス感染症について、法人として定めた対応方針をもとに、感染予防策を徹底しました。	A	消防計画に基づき、地域の協力を得て、定期的な防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。 また、警察署から講師を招いての研修・訓練を行うなど、防犯対策に取り組んだ。 ヒヤリハット体験の報告・原因分析を事細かにを行い、職員間で情報共有することによって、事故の未然防止に努めている。 新型コロナウイルス感染症については、法人で定めた対応方針に基づき、感染予防対策が図られていた。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑧県民の平等利用	利用者の決定は、平等性の確保のために「入所利用規程」に基づいて実施しました。入所にあたっては、虐待等の理由で保護性の高い措置児童を優先的に受け入れました。また、契約入所希望者は第三者委員を加えた入所調整委員会の開催により、入所受諾の可否を決定しました。	保護の緊急性の高い児童を優先に入所を受諾しました。なお、入所調整にあたっては、各関係機関と連絡調整を図り公平に実施しました。	A	入所利用規程に基づき、保護の緊急性の高い児童を優先的に受け入れるなど、県民の平等利用に対する配慮がなされている。	A
⑨個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、施設長を個人情報保護管理責任者と定め、施設内へプライバシーポリシーの掲示、及び個人情報の適正な管理に努めました。	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」を遵守しました。特に、個人が特定される書類の取扱いに注意するとともに、必要に応じ、利用者、家族に同意確認を得ました。更に、対外的な場での職員の言動等、日頃から十分注意・配慮して業務に従事しました。	A	法人で定めている規定を遵守しており、その規定に基づき、個人情報の適正な管理がなされている。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	定員60人のうち男子が4分の3を占め、入所待機者も男子が多い状況でした。平成31年度については7人が退園し、移行先は障害者支援施設・家庭復帰・グループホームへの移行となりましたが、今後も継続して地域生活移行に向けた取り組みを継続します。	A	地域に向けた取り組みについては、移行先の検討及び調整を行ったほか、利用者の自立に向けた訓練を行った結果、7名の地域移行につながった。 短期入所については、利用者数は昨年度を上回り、さらに被虐待児者の緊急的な入所を受け入れる等、セーフティネットとしての役割を果たしている。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。	概ね良好だと考えます。	A	会計・経理事務を適正に執行し、概ね適正な収支実績となっている。	A
⑫その他の取組	1 環境に配慮した取り組みの推進として、アイドリングストップ・リサイクル等エコ活動に取り組みました。 2 地域生活移行の推進として、関係機関との連絡調整のため、積極的に出向きました。 3 個別支援計画で利用者の発達課題を明らかにし必要な支援を全利用者を対象に常時実施しました。 4 喜ばれる食事サービスとして、オーダーメニュー等多様な食事提供をしました。 5 地元地域との交流を大事にしており、双方の事業に参加をしました。(夏祭り、総合防災訓練)	地域に根ざした施設作りや環境エコの取り組みは、多くの地域住民、学生等のボランティアの受け入れへと繋がりました。地域の社協の評議員を引き受けていること、地域行事への協力等に企画から関わることなどで一定の成果を得ることができました。また、利用者の地域生活移行への取り組みとして、毎月の学校との定期的な連絡会の実施、学校、措置機関、市町村、保護者、啓佑学園が一堂に会しての進路決定会議の開催、保護者との成人施設見学会の実施、及び個別ケース会議の実施があげられ、一定の成果が見られました。	A	地域との結びつきが強く、夏祭り等の地域行事に積極的に参加しているほか、総合防災訓練や介護訓練を施設で行い、地域の理解を得る機会を設けている。 また、保育・介護実習生の受け入れも積極的に行っており、人材育成に向けた取り組みも行われている。	A
総合評価		県立児童施設の役割として、緊急に保護が必要と判断される児童の入所を行うとともに、利用者の地域移行に向け、一人ひとりにあった進路支援を入所支援計画に基づき実施することができました。運営面では、県からの指定管理料を基本とした収支予算を編成し、決算を行うとともに、指定管理者として施設を適切に管理し、県有財産・県民財産の保全を図りました。	A	被虐待児等の緊急避難を要する障害児の受け入れを行う等、県立施設として、セーフティネットの役割を果たしており、施設の管理運営及び利用者へのサービスの提供は適切に行われていると認められる。 18歳以上の利用者の地域移行については、取り組みが強化されており、実績に結びついている。今後も引き続き他施設や関係機関との調整を進めることが求められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	県立施設として、重度や行動障害を有す障害児だけでなく、被虐待児等、家庭環境に問題のある方を受け入れています。一方、障害者支援施設の空きがない等、社会資源の不足により、スムーズに退所できない状況があり、利用者の3分の1強が18歳を超えた年齢超過児となり、徐々に増加する傾向となっています。 今後、保護を必要とする障害児を速やかに受け入れるためにも、年齢超過児の進路支援については、各関係機関と連携を取りながら、最重要課題と位置付けて取り組んでいく必要があります。 また、利用者本位の質の高いサービスを提供するために、量的な確保のみならず、質的な確保(正規職員の割合増)が必要です。	被虐待児等の緊急避難を要する障害児の受け入れを行う等、県立施設の役割を果たしている。 その一方で、児童福祉法の改正に伴う18歳以上の利用者の移行については、課題となっている。利用者の地域移行が進まないことで、新たな措置児童を受け入れることができず、セーフティネット機能の低下が懸念される。今後も、支援計画に基づいた自立訓練を行うとともに、他施設や関係機関との調整を継続的にを行い、利用者の地域移行に向け、取り組むことが必要である。